

国立大学法人滋賀大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人滋賀大学ネーミングライツ事業に関する実施細則」に基づき、施設等の有効活用により新たな財源の確保を通じた本学の教育研究環境の向上に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体をいう。）に、本学の施設等の呼称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設

別表「ネーミングライツ事業対象施設一覧」に定めた施設

3. 募集の概要

- ① 契約期間（命名権の付与期間） 令和 8 年 10 月 1 日から原則 3 年以上 5 年以内（更新可）
- ② 命名権料（年額）最低額 別表「ネーミングライツ事業対象施設一覧」参照

4. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団若しくは特殊結社団体等又はそれらと密接な関係を有するもの
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）
- ⑧ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの

5. 命名権の付与条件

(1) 呼称等

- ① 命名する呼称等（法人等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は呼称）は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい呼称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・ 政治団体の宣伝に関するもの
 - ・ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・ 社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ・ その他表記する呼称等として適当でないと認められるもの
- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず呼称等を命名することとし、原則、契約期間中は、呼称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

(2) 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の呼称等のサイン、インフォメーションボード等を設置できます。なお、呼称等のサイン、インフォメーションボード等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学のホームページ等において、呼称等を積極的に使用します。
- ③ 命名権者は、命名権者であることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

6. 呼称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 呼称等のサイン、インフォメーションボード等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）
- ② 呼称等の使用開始日において、別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 呼称等のサイン、インフォメーションボード等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

7. 応募方法

(1) 提出書類(本紙を提出すること。ただしPDFでの提出も許可する場合があります。)

- ① ネーミングライツ事業実施申込書(別紙様式第1号)
- ② 事業者等の概要を記載した書類(会社概要など)
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)※(履歴事項全部証明書)
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類(納税証明書など)
- ⑦ ネーミングライツの呼称を表示した看板デザイン案(イメージ図)

※対象施設を複数箇所検討する場合は、希望する順位を示してください。

(2) 締切及び提出方法

締め切り 令和8年8月21日(金) 17時必着

提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着)すること。

提出場所 〒522-8522

滋賀県彦根市馬場1丁目1番1号

国立大学法人滋賀大学施設管理課施設企画係

8. 選考方法

本学が設置するネーミングライツ選考委員会において、応募の趣旨、応募資格、応募条件(命名権料、契約期間)、呼称等その他の提案内容、経営状況等を総合的に判断し選考します。なお、応募者が1者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうかを判断します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・ 経営基盤が安定しているか。
選定基準	呼称(デザインを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生及び教職員に受入れられるか。 ・ 施設等のイメージを損なうおそれがないか。
	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の魅力向上が期待でき、本学に貢献できるアピールポイントがるか。
	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学が設定する最低年間契約額以上であるか。 ・ 高額であるほど高評価とする。
	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の希望契約期間以上であるか。 ・ 契約期間が長いほど高評価とする。
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

9. 選考結果の通知

選考結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選考しないこととします。

10. 協定の締結及び公表

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

正式に契約を締結した後、その事業者等名、施設等の「呼称等」、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、命名権者が非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

11. 命名権料の納入

原則、本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括で納入することになります。ただし、初年度分については、協議のうえ、決定します。

12. リスクの分散

新たに設置したインフォメーションボード等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた呼称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

その他、定めのない限りのリスクが生じた場合の負担は本学と命名権者双方が協議するものとします。

13. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 請求により定められた期日までに命名権料を納入しなかったとき。
- ② 命名権者が応募資格を満たさなくなったとき。
- ③ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ 事業者等の都合等により、契約解除の申し出があったとき。
- ⑤ その他学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

14. その他留意事項

- ・ 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、返還しません。
- ・ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ・ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。
- ・ 現地確認を希望する場合は、必ず提出先に連絡し日程調整を行ってください。

15. スケジュール

- (1) 公募期間 : 公告日～令和8年8月21日(金)
- (2) 応募書類締切 : 令和8年8月21日(金) 17時(必着)
- (3) 事業者選考 : 令和8年9月上旬(予定)
- (4) 契約締結 : 令和8年9月下旬(予定)
- (5) 事業開始 : 令和8年10月1日(木)

16. 問合せ先

滋賀大学 施設管理課施設企画係

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場1丁目1番1号 TEL : 0749-27-1014

FAX : 0749-27-1131

E-mail : skikaku@biwako.shiga-u.ac.jp